

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 下請法クイズ ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

下請法は、下請取引において下請事業者の利益を守るための法律です。

今般、公正取引委員会中部事務所が公表している下請法に関するクイズから、製造業向けの問題をピックアップしました。

下請法って何?という方も、是非一度チャレンジしてみて下さい!

問題 次の取引が、下請法の適用対象となるか否かの観点から、正しい判断をしていれば○を、誤った判断をしていれば×を付けてください。

A社(資本金10億円)は、商社であるB社(資本金2億円)を経由して、C社(資本金500万円)に自社製品の製造を委託している。B社が行うのは事務手続の代行のみで、C社が製造する製品の規格や単価交渉等には全く関与しない。しかし、B社は、発注書面を取り次いでいることから、A社の下請事業者となり、かつ、C社の親事業者となり、下請法の適用対象となる。

答え ×

解説 製造委託とは、事業者が他の事業者に物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造を委託することをいいます。設問のB社は、事務手続の代行を行うのみで、C社が製造する部品の規格や単価交渉等には全く関与していないため、下請法の適用対象とはなりません。つまり、この設問の場合、A社がC社の親事業者となり、A社が下請法の規制対象となります。

★公正取引委員会中部事務所が公表している下請法クイズはこちら★

⇒ https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/oshirase.html#cmskuizu

組合運営 あれこれ Q & A



組合諸規程の決定 機関について

本組合では、組合運営に必要な規程類を現在作成中ですが、下記の規程は総会の承認を得る必要があるか、理事会の決定のみで良いか教えてください。

記

文書処理規程、服務規程、人事規程、給与規程、
退職金規程、昇給規程、旅費規程



組合の文書処理規程、服務規程、人事規程、給与規程、退職金規程、旅費規程等主として組合の業務執行上必要な関係を規定する内規的なものの決定は、理事会の議決をもって足り、総会の議決を経る必要はありません。

ただし、給与規程、退職金規程が常勤等の役員に適用される場合は、理事会の決定では事柄の性質上適当でないので、総会の議決を経て決定するのが望ましいです。

なお、役員選挙規程、共同施設利用規約（実際には役員選挙規程、共同施設利用規程といっている場合が多い。）等組合の業務運営その他一定の事業執行に関し、組合と組合員間を規定する自治法規的なものについては総会の議決を経て決定しなければなりません。（中協法第34条参照）

【P7「あなたも組合士」の解答】

1	2	3	4	5
○	○	○	×	×